世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

アジアに対する日本の文化財保護支援の現状と将来のNGO参入の可能性について～（社）日本ユネスコ協会連盟の活動を通して～

國竹　真由美[1)]
所属 1）熊本大学大学院　自然科学研究科　環境共生科学専攻

A Study of Japanese Aid for the Preservation of Cultural Property in Asia and Possibility of Participation by NGO in the Future ~Activities of National Federation of UNESCO Associations in Japan~

Mayumi KUNITAKE[1)]
1）PhD Student, Graduate School of Science and Technology, Kumamoto University

和文要旨：日本の国際文化財保護支援は、各機関の独自支援が多いため、現在、『文化遺産国際協力コンソーシアム』が設立され、支援の全体像の把握及び各機関の連携構築に向けて動いている。このコンソーシアムの理念には、ＮＧＯの協力が必要とされているが、現在、上記支援を行うＮＧＯは少なく、今後の課題である。そこで、（社）日本ユネスコ協会連盟の活動を通して、今後の国際文化財保護支援へのＮＧＯの参入について考察する。

キーワード：保護支援　アジア　世界遺産　NGO　（社）日本ユネスコ協会連盟

Abstract: Japan has supported many Asian countries for preservation of their cultural properties, recognizing them as the countries which need serious assistance. However, the entire activities of supporting organizations could not be grasped due to their individual and separated activities. Thus, Agency of Cultural Affairs of Japan made “International Cooperation Consortium Plan for Cultural Properties” in order to organize mutual relationship of the organizations. The plan says that the close cooperation of NGOs, including private organizations, will be required in the future for the international cooperation of cultural properties. However, only a few NGOs are engaged in such programs at this moment, and more participation of NGOs would be necessary. In this article, the author discusses the possibilities of future engagement of NGOs for the international cooperation, taking National Federation of UNESCO Association in Japan (NFUAJ) as an example who is one of the major members of the consortium. Among the NFUAJ’s activities for the preservation of World Cultural Heritage, “Bamiyan Center of Education and Culture” should be paid attention. The organization aims at not only the construction of the center but also the support for the future management including the seminar for the protection of the archaeological site. The seminar is to educate citizens to protect cultural properties and this kind of education will be increasingly important in the future. NFUAJ is going to take a policy to connect its educational support program and its preservation support program of cultural heritages, and the practice of dual support system will be possible. Many Japanese NGOs for international cooperation are engaged in educational support. NFUAJ’s educational activities for protection of cultural heritages might set a good example of NGOs’ new programs in the future, and it would extend largely the possibilities of their activities.

keywords: Preservation, Asia, The World Heritage, NGO, National Federation of UNESCO Associations in Japan

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

1．研究の背景

世界各国から登録されているユネスコ（国連教育科学文化機関）の世界遺産は、2006 年 7 月の時点で 830 件となっている。世界遺産条約で定義されている世界遺産は、不動産が対象となっており、『文化遺産』、『自然遺産』、『複合遺産』の 3 種類がある。その中でも、文化遺産の登録数は、644 件と世界遺産全体の約 80%を占めている。この 644 件の中には、2001 年 3 月に当時のタリバン政権によって破壊され、危機遺産に認定されているアフガニスタンのバーミヤン遺跡や、2003 年 12 月にイラン南東部大震災によって崩壊したイランのバム城砦遺跡等、今も崩壊の危機に瀕し、緊急の保護を必要としている文化遺産が多数含まれている。よって、今後、これらの危機に瀕している文化財[1]を保有する国々から、日本の高度な文化財保護技術・保護施策に対する支援要請は、さらに増加すると考えられる。

日本による国際文化財保護支援は、1988 年、当時の竹下首相が発表した『国際協力構想』を皮切りに始められた。その保護支援は、現在も実践されており、支援件数は著しく増加している。特にアジア地域に関しては、日本は同じアジアの一員として、この地域を支援の重要地域と認識し、多くの支援を行っている。最近では、これらの支援を通して日本は、今までの「文化財単体」に対する支援から、今後は「文化財とそれを取り巻く環境」[2]に対する支援が必要であると徐々に認識するようになった。この認識の変化を受けて、支援方法も保護に関係する設備や機器の充実というハード面に対する支援から、対象国の人材育成や制度の整備などのソフト面に対する支援が重視されるようになってきた。

2．問題の所在と研究の目的

しかし、各機関がそれぞれ独自のルートによって支援を行ってきたため、実際に支援要請がきた際に日本全体としてその緊急性かつ重要性を直ちに判断できない状況が続いていた。また、現在に至るまで、役割の違う関係機関同士が、分野を越えて双方の支援に関する情報を交換したり、支援の全体像を把握する機会が少なかった。この状況を変えるべく文化庁は、2004 年、『文化財国際協力等推進会議』を開催し、結果、今後の文化財国際協力の推進方策として、

① 各関係機関の連携強化を目的とした『文化財国際協力コンソーシアム』（仮称）の構築
② 民間援助団体、企業等との連携強化（各研究機関との情報交換、研究者等の人的交流促進の体制整備）
③ 中長期、複数年度に亘る支援体制の整備
④ 各国の専門家の育成

という四つの指針を示した。現在、上記①に記した『文化財国際協力コンソーシアム』に関しては、2006 年、『文化遺産国際協力コンソーシアム（ＪＣＩＣ－Heritage)』として正式に設立された。

上記コンソーシアムの組織概要や現在までに発表されている国際文化財保護支援に関する資料では、保護支援情報のデータベース構築と共に、支援を担うメンバーとして、ＮＧＯの必要性が明記されている。また、各機関の連携協力の重要性については、上記コンソーシアムの使命として、下記の 4 点が記されている。

① コンソーシアム・メンバーによるネットワーク構築
（文化遺産の保護に携わる個人・団体の交流、研究会など）
② ネットワークを活用した情報の収集と提供

---

[1] 日本の文化財保護法における「文化財」は有形・無形・民族文化財、記念物、伝統的建造物群の 5 種の他に、文化的景観が組み込まれ 6 種と多岐に渡っている。「文化財」の定義については、各国及び人それぞれで様々な解釈があり一概には言えない。しかし、本稿ではテーマの性質上、「文化財」を限定する必要があったため、ユネスコの「世界文化遺産」で定義されている「遺跡」「歴史的建造物群」「記念工作物」を「文化財」としている。

[2] これについては、吉井正二〔1995〕「日本の新たな文化援助の方向―「歴史的環境」の保全をとおして―」『国際協力研究』（通算 22 号 2）の中では「歴史的文化環境」と記されており、歴史的な遺産を周辺環境を含めた総体としてとして捉えている。

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

（カントリーレポートの作成、ＨＰ開設など）
③　文化財国際協力に関する調査研究
（実施事業に関する現状分析など）
④　文化遺産国際協力活動についての広報・普及活動

しかし、民間団体、特にＮＧＯ・ＮＰＯの支援参入の動きは現在でも少なく、今後どのようにしてそれらの支援参入を図るかが検討課題になってくると考えられる。

そこで本稿では、日本が積極的に国際文化財保護支援を行うようになった 1988 年以降から、現在までのアジア[3]地域の文化財に対する保護支援の変遷の整理と現状を分析する。これを踏まえた上で、上記『文化遺産国際協力コンソーシアム』のメンバーとなっているＮＧＯ（社）日本ユネスコ協会連盟の活動を見ながら、ＮＧＯの特徴を整理し、なぜ今ＮＧＯの協力が求められているのか、そして今後、ＮＧＯがどう保護支援内に参入できるかを考察することを目的とする。

関連する研究の現状としては、現在までの日本による国際文化財保護支援の経緯を統括し、支援全体に対し提言したものはある。また、日本国内において、文化財を活用したまちづくりを推進する市民団体などの動向に着目した研究もある。しかし、国際文化財保護支援におけるＮＧＯの参入は、現在に至るまで非常に少なく、その必要性を認識しながらもようやく議論が開始されたばかりであるため、研究として扱ったものはほとんどない。このような研究は、今後、官民一体となった文化財保護支援を考える上でも重要な基礎になると考える。

3．アジア地域に対する支援の動向

1988 年の『国際協力構想』発表後、日本は国際文化財保護支援を活発に行ってきた。1980 年代以前の国としての国際文化財保護支援は、外務省と文化庁が中心となり行ってきたが、当時の目はまだ国外より国内に向いており、国際支援としては数件[4]が行われているに過ぎなかった。しかし、『国際協力構想』によって、文化交流の重要性を掲げたことにより、国として文化を通じた国際協力の意識が高まっていった。

アジア地域を文化財保護支援の重点地域とした背景については、1994 年 6 月に行われた首相諮問の懇談会『国際文化交流に関する懇談会』の報告『新しい時代の国際文化協力』によると、「アジア太平洋地域における交流を重視し、この地域での日本の果たすべき役割の認識」が提案されており、日本はアジア地域の一員として、文化交流による相互理解の推進と責任を重視することが記されている。この報告の中には、文化財保護の分野に対する国際貢献の必要性についても以下のように記されている。「人類共通の財産である世界の有形・無形の文化遺産の保存・修復と振興のために、我が国が積極的に協力し、『日本は文化を守ることを重視する』という姿勢を世界に示すべきである」。つまり、この報告には、日本はアジア地域に対する文化交流への姿勢を示すため、国として積極的に文化財保護支援を行うという決意が述べられている。

実際の国の保護支援の動向としては、1989 年に外務省による『ユネスコ文化遺産保存日本信託基金』の設置、1992 年の世界文化・自然遺産条約に対する批准などがあり、上記報

[3]本稿で取り扱う「アジア」の範囲については、歴史的、地理的によるもの等様々な解釈があり、一概に定義できない。よって、河野靖〔1995〕『文化遺産の保存と国際協力』風響社（p.57）に従い、ユネスコで認識されている範囲で、東北は日本、東南はインドネシア、西南はイラン、西北はロシアまでとする。これは、インドネシアまでというのは、パプアニューギニアが文化的にはオセアニア（ユネスコでは太平洋地域と呼ぶ）に入ると考え、イランまでというのはアラブ諸国が、1945 年に開催されたユネスコ創立会議で、東はイラクから西はモロッコまでをアラブ文化圏として主張した為とある。

[4]戦後から国際協力構想が発表された、1980 年代後半までの日本の国際文化財保護支援は、1960 年以降から行われている。ユネスコに協力する形で行われた、中国の敦煌における文化財保存協力、ヌビア地方の古代遺跡群に対する資金援助、そして代表的なインドネシアのボロブドゥール寺院に対する支援の 3 件だけである。ボロブドゥール寺院に関しては、前掲『文化遺産の保存と国際協力』（p.588～591）によると、ユネスコの国際キャンペーンが 1972 年末から開始され、日本は合計 236 万ドルを寄付した。これとは別に、千原大五郎氏が国際諮問委員会委員として、修復技術及び研修だけでなく、多岐に渡り指導・助言を行ったとある。

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

告の内容を実践する姿勢を見せている。『ユネスコ文化遺産保存日本信託基金』に関しては、1989 年 9 月から 2005 年までに、計 25 カ国 32 遺跡に対し資金を供与しており、今後も継続される。また、この基金とは別に二国間援助としては、主として政府開発援助（ＯＤＡ）の『文化無償協力』や、2000 年に設けられた『文化遺産無償協力』及び『草の根文化無償協力』が実施されている。

文化庁に関しては、1990 年度から、『アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業』を継続している。この事業の背景には、日本の保存修復技術が世界的にも高いレベルにあり、近年、アジアを主として世界各地からの保護に関する協力要請が多く寄せられているということがある。この事業は、ＯＤＡの一環として開始されたが、1998 年度からは、文化庁の一般予算内の枠内で扱われるようになった。文化庁は本事業を通して、海外の文化財専門家に保護技術を移転し、ひいては海外の専門家との交流によって得られる経験と国際的な視野を日本の文化財保護行政に活用する事を目的としている。その一例として、ベトナムの港町ホイアン旧市街地の町並み保存事業やブータンの歴史的建造物の保存協力事業などがある。

この他には、文化庁の技術協力・共同研究事業で、日中共同研究としての中国・敦煌の莫高窟に対する保護支援や、カンボジアのアンコールワット遺跡に対する調査研究・保存修復活動などがある。また、最近では、文化庁や外務省、ユネスコなどの政府・国際機関及び民間団体が参加しているアフガニスタン文化財保存・修復協力において、例えばバーミヤン遺跡の地下探査などが進行中である。このような協力要請は、今後もさらに増大すると予測される。

加えて文化財保護の専門研究機関、（独）東京文化財研究所も、現在、『西アジア諸国文化遺産保存修復協力事業』を展開している。これは西アジア諸国、特に紛争により多くの文化財が破壊された、アフガニスタンやイラクの文化遺産の保存・修復支援、保護技術の移転及び現地専門家の育成を行うものである。実際に同研究所は、アフガニスタンに対する支援に関しては、2003 年度から、バーミヤン遺跡の保護を行うための「基本計画」（マスタープラン）作成に向けた調査を開始している。

この他には、支援を必ずしもアジアのみに限ったことではないが、次のようなものがある。平山郁夫氏は、1980 年以降から『文化財赤十字構想』を提唱し、中国・敦煌の莫高窟に対する修復支援など、積極的な活動を展開している。これは、人命救助の赤十字精神に習い、優れた文化財を国際協力の保護の下、後世へ残すことを目的としたものである。また、同氏が設立した（財）文化財保護・芸術研究助成財団も、『文化財赤十字構想』の普及活動及び国際文化財保護活動に対する支援や研究への助成を数多く行っている。さらには企業が設立した（財）住友財団やトヨタ財団などが、国内外の文化財保護に関係する研究や事業に数多くの助成を行っている。以上のことから、国際文化財保護支援に関わる民間全体の動きは活発であると言える。

4. アジア地域に対する文化財保護支援の現状

現在、国際文化財保護支援を行っている団体は、政府機関だけでなく大学や民間の研究機関など様々である。今後の支援を円滑に行うためにも、各支援団体のデータベース構築が必要だとされており、現在、この支援状況のデータを（財）ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所(ACCU)がそれを構築し、公開している。しかし、政府機関やそれに関わる研究機関以外の団体については、調査が困難であるため完璧なものにはなっていない。そこで、同センターのデータベースに、筆者が行った調査・各種資料による新たな情報を加え、1990 年から 2005 年まで、日本がアジア地域において行っている支援対象の国名、文化財名称及び支援団体の名称の一覧表１を作成した。この表１から、下記の項目毎に統計し、その結果を分析する。

先に述べたように、支援団体すべての把握は非常に困難である。同センターのデータベース同様、表１においても、把握しきれなかった支援団体は存在するであろう。しかし、このようなデータの公開によって、各団体の情報をさらに得ることが、今後の支援体制構築のためにも重要であると考える。

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

表１は、支援対象遺跡及び建造物が明確な支援のみを記している。また、ここでいう「保護支援」とは、修復、復元、及び今後の修復・復元を目的とした調査や人材育成事業、またはそれに関わる資金・物的援助を指すこととする。よって、学術的な研究そのものや報告書作成を目的とした発掘調査や視察などは、今回の「保護支援」には含まれていない。

表１：アジアで日本が行っている文化財保護支援の関係団体一覧
（1990～2005 年）

No.	支援国	No.	支援文化財名称	世界遺産認定の有無	支援団体名称
1	アフガニスタン	1	バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群	○(2003)危機遺産	(社)日本ユネスコ協会連盟
					鎌倉ユネスコ協会
					文化庁 文化財部 伝統文化課
					独立行政法人 奈良文化財研究所
					外務省 文化協力部 国際文化交流室
					東京藝術大学 文化財保存学
					独立行政法人 国際交流基金
					(財)文化財保護・芸術研究助成財団
					独立行政法人 国立博物館
					独立行政法人 東京文化財研究所
					和光大学 表現学部 イメージ文化科
2	イラン	2	バムとその文化的景観	○(2004)危機遺産	外務省 文化協力部 国際文化交流室
		3	チョガ・ザンビール遺跡	○(1979)	外務省 文化協力部 国際文化交流室
3	インド	4	サーンチーの仏教建造物群	○(1989)	外務省 文化協力部 国際文化交流室
		5	アジャンタ及びエローラ石窟群	○(1983)	外務省 文化交流部 政策課
		6	マハーバリプラムの建造物群（現在はママプラム遺跡）	○(1984)	上智大学 アジア文化研究所
		7	マヘート(舎衛城)遺跡		独立行政法人 奈良文化財研究所
					関西大学 文学部
		8	グワーリオール宮殿		名古屋大学 工学部
4	インドネシア	9	木造建築遺産		独立行政法人 国際交流基金 アジアセンター
					文化庁 文化財部 建造物課
					(財)文化財建造物保存技術協会
		10	ソムバ・オブ砦		(財)住友財団
		11	トラジャ伝統家屋		読売新聞「ふるさとフェアー実行委員会」
					(財)文化財建造物保存技術協会
		12	ボロブドゥール寺院群	○(1991)	独立行政法人 国際交流基金
					早稲田大学 アジア建築研究会
					上智大学 アジア文化研究所
		13	バタヴィア(現ジャカルタ)の現存建築		(財)三菱財団
					筑波大学 国際総合学類
		14	トンコナン		大成建設自然・歴史環境基金
					前沢町立 牛の博物館
		15	メダン都市の文化遺産		東京大学 生産技術研究所 アジア都市文化遺産再生研究会
					大成建設自然・歴史環境基金
		16	ヒンドゥー・ジャワ期の宗教建築物		早稲田大学 ユネスコ世界遺産センター
5	ウズベキスタン	17	サマルカンド＝文明交差路	○(2001)	外務省 文化交流部 政策課
					創価大学
					(財)文化財保護・芸術研究助成財団
		18	ファヤーズ・テペ遺跡		独立行政法人 東京文化財研究所
					(株)文化財保存計画協会
					外務省 文化協力部 国際文化交流室
		19	ダルヴェルジン・テペ城砦址		(財)文化財保護・芸術研究助成財団
					(財)古代オリエント博物館
					中央大学 総合政策学部
6	カザフスタン	20	オトラール・トペ遺跡		外務省 文化協力部 国際文化交流室

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

No.	支援国	No.	支援文化財名称	世界遺産認定の有無	支援団体名称
7	カンボジア	21	アンコール	○(1992) 2004年危機遺産から除外	外務省　文化協力部　国際文化交流室
					外務省　文化交流部　政策課
					上智大学　アジア文化研究所
					日本大学　理工学部
					日本工業大学　建築学科
					(財)文化財保護・芸術研究助成財団
					文化庁　文化財保護部　伝統文化課
					東北工業大学　工学部　土木工学科
					金沢大学　工学部
					トヨタ財団
					滋賀県立大学　人間科学部　人間文化学研究科
					独立行政法人　国際交流基金(アジアセンター・人物交流部)
					独立行政法人　東京文化財研究所
					独立行政法人　奈良文化財研究所
					(財)住友財団
					財団法人　日本国際協力センター(JICE)
					早稲田大学　理工学部(ユネスコ世界遺産センター・理工学総合研究センター・JSA)
					株式会社　建文
					株式会社　クボタ建設(JSA)
					株式会社　鴻池組　技術研究所(JSA)
					株式会社　ハザマ(JSA)
					株式会社　大林組
					佐藤工業株式会社
					前田建設工業株式会社
					アサヒボンド工業(株)
					アサヒボンド工業会
					(株)アジケン
					アップルコンピューター(株)
					伊藤忠商事(株)
					(株)INAX
					宇部興産(株)
					恒和化学工業(株)
					コニシ(株)
					コメット(株)
					三共(株)
					ショーボンド化学(株)
					(株)スタジオ・バク
					カルチャーモーション・アパッショナータ
					全国ビルリフォーム共同組合連合会
					ソニー(株)
					大日本インキ化学工業(株)
					(株)東邦アースティック
					(株)ニコン
					ニコンカメラ販売(株)
					(株)西東京商事
					日本化成(株)
					日本建築仕上材工業会
					日本樹脂施工共同組合
					日本接着剤工業会
					太平洋セメント(株)
					富士写真フィルム(株)
					(株)文化財保存計画協会
					(株)MUSA研究所
					レオン工業(株)
					(財)ユネスコ・アジア文化センター　(ACCU)
					文化庁　文化財部　建造物課
		22	サンボール・プレイ・クック		(財)文化財保護・芸術研究助成財団
					(財)住友財団
					早稲田大学　理工学部　アジア建築研究会
					上智大学　アジア文化研究所
					(財)三菱財団
		23	バッタバン州の宗教建築		トヨタ財団

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

No.	支援国	No.	支援文化財名称	世界遺産認定の有無	支援団体名称
8	北朝鮮	24	高句麗古墳群	○(2004)	(財)文化財保護・芸術研究助成財団
					鎌倉ユネスコ協会
9	キルギス	25	クラスナヤ・レーチカ遺跡		外務省 文化協力部 国際文化交流室
10	スリランカ	26	キャンディの宗教都市(マルワッタ僧院跡)	○(1988)	外務省 文化協力部 国際文化交流室
11	タイ	27	スコタイの歴史都市と関連する歴史都市群〔スリチュム寺院、ワット・トラパーン・トン・ラーン他〕	○(1991)	東京大学 大学院 工学系研究科
					(財)住友財団
					独立行政法人 東京文化財研究所
					外務省 文化交流部 政策課
					早稲田大学 アジア建築研究会
					(財)鹿島学術振興財団
		28	アユタヤの歴史都市と関連する歴史都市群〔マハタート寺院・ラジャブラナ寺院・マエナンブルエム寺院等〕	○(1991)	独立行政法人 東京文化財研究所
					独立行政法人 東京文化財研究所
					(財)住友財団
			スコータイ・アユタヤ双方		独立行政法人 東京文化財研究所
					文化庁 文化財部
		29	イサン・シム(東北タイの仏教寺院)		トヨタ財団
12	タジキスタン	30	アジナテペ遺跡		(財)文化財保護・芸術研究助成財団
					筑波大学 総合政策学部
13	台湾	31	鹿港山龍山寺		NPO法人 JCP
14	中国	32	莫高石窟群(敦煌)	○(1987)	外務省 文化交流部 政策課
					文化庁 文化財保護部 伝統文化課
					独立行政法人 東京文化財研究所
					(財)文化財保護・芸術研究助成財団
					NPO法人 JCP
		33	龍門洞窟群	○(2000)	独立行政法人 東京文化財研究所
					(財)文化財保護・芸術研究助成財団
					文化庁 文化財部
					外務省 文化交流部 政策課・JICA
					外務省 文化協力部 国際文化交流室
		34	交河故城	△(1994審議延期)	(財)文化財保護・芸術研究助成財団
					外務省 文化協力部 国際文化交流室
		35	大明宮含元殿		(株)文化財保存計画協会
					外務省 文化交流部 政策課
					独立行政法人 東京文化財研究所
					外務省 文化協力部 国際文化交流室
		36	漢魏洛陽城・漢長安城・隋唐長安城		文化庁 文化財保護部 伝統文化課
					独立行政法人 奈良文化財研究所
					中央大学 文学部
					(財)三菱財団
		37	河南省鞏県鞏義市自治河流域の唐三彩窯の生産遺跡及び洛陽市周辺の遺跡		文化庁 文化財保護部 伝統文化課
		38	クムトラ千仏洞		外務省 文化協力部 国際文化交流室
		39	泉州市の清浄寺		筑波大学
		40	五代から清の仏教建築(客家の土楼、南海島少数民族建築)		独立行政法人 奈良文化財研究所
					日本芸術文化振興基金
		41	仏宮寺釈迦塔		独立行政法人 奈良文化財研究所
		42	南京城壁		(社)日中友好協会
					(社)日中協会
		43	広東省 開平 華僑石桜群		東京大学 生産技術研究所
					(財)三菱財団
		44	ヤールホト古墳群		早稲田大学 文学部
					(財)三菱財団

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

No.	支援国	No.	支援文化財名称	世界遺産認定の有無	支援団体名称
15	ネパール	45	釈迦生誕地ルンビニ	○(1997)	(社)日本ユネスコ協会連盟
					鎌倉ユネスコ協会
					独立行政法人　国際協力機構
		46	カトマンズの渓谷 (シュレスタ家・古王宮等)	○(1979)危機遺産	外務省　文化協力部　国際文化交流室
					独立行政法人　国際交流基金
					(社)日本ユネスコ協会連盟
					ネパール中世都市研究会
		47	イェトゥカ・バーハ・アガムチュン聖堂		(財)住友財団
		48	仏教僧院イ・バハ・バヒ		日本工業大学　建築学科
					文化庁　文化財部
					(財)文化財建造物保存技術協会
		49	パタン・ドゥマール宮殿(スンダリ・チョーク)		(財)住友財団
16	パキスタン	50	モヘンジョダロの考古遺跡群 (ガンダーラ遺跡)	○(1980)	(社)日本ユネスコ協会連盟
					外務省　文化協力部　国際文化交流室
					奈良女子大学　生活環境学部
					立教大学
					滋賀県立大学　人間科学部　人間文化学研究科
					京都大学　工学部　建築学科
					(財)住友財団
					独立行政法人　国際交流基金
					(財)文化財保護・芸術研究助成財団
					東京国立博物館
					(財)なら・シルクロード博記念国際交流財団
			(ラニガト遺跡)		独立行政法人　東京文化財研究所
					京都大学　工学部　建築学科
					奈良女子大学
					(財)住友財団
			(モヘンジョダロ遺跡)		外務省　文化協力部　国際文化交流室
					(財)ユネスコ・アジアセンター(ACCU)
					千葉大学　園芸学部
		51	フンザ地方木造モスク		上智大学　比較文化学部
					(財)住友財団
		52	バルーチ墓石群		(財)住友財団
17	バングラデシュ	53	パハールプールの仏教ヴィハーラ遺跡群	○(1985)	外務省　文化協力部　国際文化交流室
					独立行政法人　東京文化財研究所
		54	ハゲルハートの歴史的モスク都市	○(1985)	外務省　文化協力部　国際文化交流室
			(上記二つの文化財に対して)		外務省　文化交流部　政策課
18	ベトナム	55	ホイ・アンの古代都市	○ (1999)	文化庁　文化財部　建造物課
					(財)文化財建造物保存技術協会
					昭和女子大学　国際文化研究所
					(財)住友財団
					大成建設自然・歴史環境基金
					独立行政法人　国際交流基金
					千葉大学
					東海大学
					(社)日本ユネスコ協会連盟
					東南アジア建築文化財保存研究会
					(財)ユネスコ・アジア文化センター (ACCU)
					独立行政法人　国際協力機構
					外務省　文化交流部　政策課・JICA
		56	フエの建造物群	○(1993)	外務省　文化協力部　国際文化交流室
					早稲田大学 ユネスコ世界遺産センター
					(財)ユネスコ・アジア文化センター (ACCU)
					独立行政法人　奈良文化財研究所
					独立行政法人　国際交流基金　アジアセンター
					トヨタ財団
					日本大学　理工学部　フエ修復事務所
					株式会社　建文
		57	ミー・ソン聖域(チャンパ遺跡)	○ (1999)	(財)ユネスコ・アジア文化センター (ACCU)
					大成建設自然・歴史環境基金
					東南アジア建築文化財保存研究会
					外務省　文化交流部　政策課
					日本大学　理工学部
					鹿島学術振興財団
					トヨタ財団
					独立行政法人　東京文化財研究所
			ホイアン・フエ・ミーソン		独立行政法人　国際協力機構
					(財)ユネスコ・アジア文化センター (ACCU)
					大成建設自然・歴史環境基金
		58	ケオ寺の鐘楼		(財)住友財団
		59	北部の木造建築		日本大学理工学部
		60	ハタイ省ドンラム村の集落		昭和女子大学
					独立行政法人　奈良文化財研究所

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

No.	支援国	No.	支援文化財名称	世界遺産認定の有無	支援団体名称
19	ブータン	61	ティンプー、パロ、ハ県他の寺院等		東京芸術大学大学院 美術研究科
					長岡造形大学
					東京大学
					日本大学
					独立行政法人 奈良文化財研究所
					文化庁 文化財部 建造物課
					独立行政法人 国際協力機構
					ブータン横浜友好協会
					独立行政法人 国際交流基金
					(財)文化財建造物保存技術協会
20	マレーシア	62	アポメイ王宮遺跡		外務省 文化協力部 国際文化交流室
		63	植民地時代の建築物		独立行政法人 国際交流基金
					筑波大学 国際総合学類
21	ミャンマー	64	パガン遺跡		外務省 文化協力部 国際文化交流室
					東京大学 工学部 都市工学科
		65	古代寺院・都城遺跡		独立行政法人 奈良文化財研究所
22	モンゴル	66	カラコルム遺跡		外務省 文化協力部 国際文化交流室
23	ラオス	67	チャムパサクの文化的景観の中にあるワット・プー及び関連する古代居住地	○(2001)	外務省 文化協力部 国際文化交流室
					外務省 文化交流部 政策課・JICA

4．1支援団体について

表1によると、1990年代から日本がアジア地域で保護支援を行っている文化財は、全体で23カ国67箇所に及んでいることが分かった。その内、世界遺産は24箇所あり、支援案件の約30%を占めていた。

ここでは、表1の文化財 67件の保護支援に関わった機関を、それぞれⅠ：政府機関、Ⅱ：大学研究機関、Ⅲ：民間研究機関、Ⅳ：民間助成団体、Ⅴ：企業、Ⅵ：民間ＮＧＯ、Ⅶ：その他に分類し、その集計結果を図1に示す。この図1については、支援件数で集計しているため、一つの支援機関が多数の支援事業を行っている場合は重複集計されている。

図1により、支援件数は全体で249件あり、その中でも政府機関や大学、及び民間研究機関による支援が合わせて120件と群を抜いて多い。また、企業による支援が40件と多かったが、これは、カンボジアのアンコールワット遺跡に対する日本の支援チーム『日本国政府アンコール遺跡救済チーム』(ＪＳＡ)に多数の企業が協力していたためと考えられる。これに対し、ＮＧＯによる支援件数は、10件とかなり少ない。この10件のうち、(社) 日本ユネスコ協会連盟による支援件数は5件あり、支援の半数を占めていた。このことから、ＮＧＯが行う国際文化財保護支援において、同連盟は代表的な存在といえるだろう。ゆえに、文化庁が唱えた『文化遺産国際協力コンソーシアム』の一員になったと考えられる。

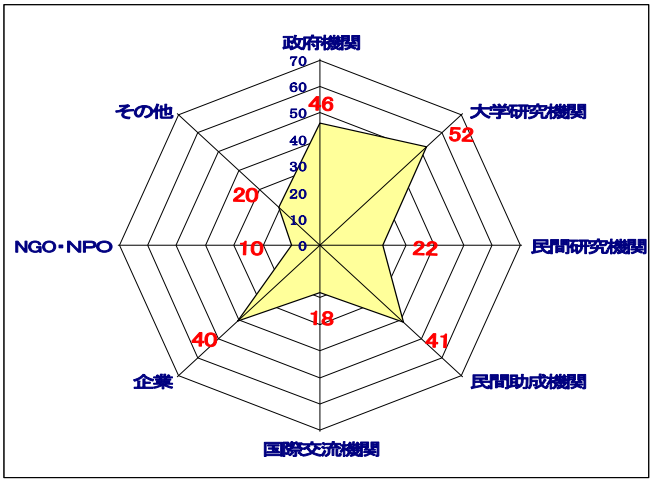

図1：各団体が関わっているアジアに対する国際文化財保護支援の件数
(1990年～2005年)

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

4．2 支援形態について

各団体の支援形態の件数を調査した結果、総数は 388 件あり、これを図２に示す。図１同様、図２も支援件数で、しかも支援形態の集計のため、一つの機関が一つの事業で複数の支援形態をとっている場合は、重複集計されている。

図２より、1988 年の『国際協力構想』発表後、国際文化財保護支援として最も多い支援形態は、資金援助の 102 件であり、全体の約 30%を占めていた。次に、技術移転を目的とした人材派遣支援が、91 件と全体の約 20%を占め、続いて、研究機関による調査・研究が 61 件と全体の約 15%を占めていた。また、近年最も重要な支援と考えられている対象国の保護専門家育成を目的とした、現地技術者と日本の研究機関による共同調査・研究は 25 件あり、全体の約 6%であった。

資金援助の資金の出所[5]を集計した結果、研究助成を主に行っている（財）文化財保護・芸術研究助成財団やトヨタ財団等の民間助成団体が、資金援助の総数 102 件のうちの 32 件に関わっており、一番多かった。しかし、支援金額で見ると、当然のことではあるが、ＯＤＡやユネスコ文化遺産保存日本信託基金による拠出金額が圧倒的に多額であった。これは、保護支援１件に対する拠出限度額が、大きいためである。

外務省のＯＤＡにおける文化遺産保護協力は、1975 年、途上国の国造りに対する協力を目的として『文化無償協力』が創設され、機材供与支援を中国の莫高窟などに行ってきた。この『文化無償協力』の１件の拠出限度額は、５千万円である。さらに 2000 年には、文化遺産の保存・修復のための遺跡周辺の整備にも対応できる『文化遺産無償協力』と、よりきめ細かな協力を行うための『草の根文化無償協力』が導入された。上記『文化遺産無償協力』の１件の拠出限度額は３億円で、近年では 2002 年に中国の大明宮含元殿、2003 年にはウズベキスタンのヒヴァ、ブハラ、シャフリサーブス、サマルカンドその他の地域などに適用されている。

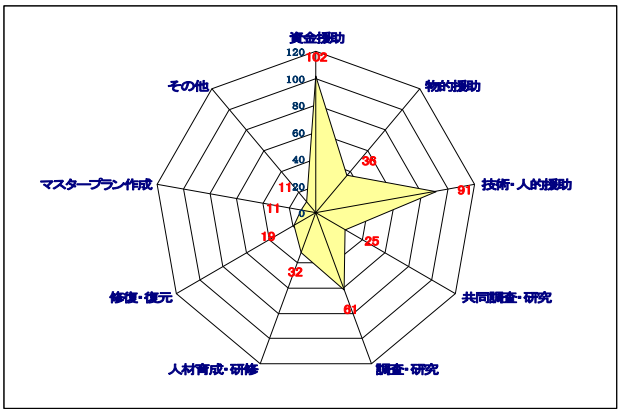

図２：支援形態の各件数（1990 年～2005 年）

4．3ＮＧＯによる国際文化財保護支援について

ＮＧＯによる支援に関しては、支援件数 10 件の内の 8 件が資金援助であった。これは、やはり専門家を必要とする場合が多い国際文化財保護支援の現状では、ＮＧＯにとって、資金援助が一番取り組みやすいためと考えられる。また、このように専門家を必要とする保護支援の現状こそ、ＮＧＯの支援参入の意欲が弱い一番の理由として考えられる。

残りの２件は、ＮＰＯ法人文化財保存支援機構（ＮＰＯ法人ＪＣＰ）による技術・人的援助、並びに現地技術者への人材育成支援であった。このＮＰＯ法人ＪＣＰは、多数の専門家や文化財保護に関係する企業が賛助会員となっており、資金援助を主な支援とするＮＧＯの中で、非常に稀な存在と言えるだろう。

[5] この「資金の出所」については、本文中にある図 2 に記されている資金援助の 101 件を、筆者がユネスコ文化遺産保存日本信託基金、ODA、科研費、民間助成団体、募金（収益金）、その他の 6 項目に分類し、集計した結果である。

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

5．ＮＧＯの国際文化財保護支援参入について

４章の結果より、現在までの国際文化財保護支援は、二国間援助や専門家による支援が主流であり、ＮＧＯによる支援は非常に少ないことが分かった。では、このような現状の中で、なぜＮＧＯの協力が必要とされているのか、また、ＮＧＯに求められている支援活動とは何であろうか。ここでは、ＮＧＯの支援参入の必要性について整理してみたい。

5．1ＮＧＯの特徴

まず、ＮＧＯの活動特徴は「柔軟性」、「即応性」であると言える。なぜなら、ＮＧＯによる活動は、政府・専門機関による支援と違い、個人や多くの人々の自発的・積極的なボランティア精神に基づくものであるため、様々な事態に対し柔軟かつ迅速に対応することができる。加えて、地域住民やその地域に対して直接アプローチするので、住民の要求を的確に把握することができ、支援先の住民との信頼関係の構築が容易である。また、同じ目的を持つ他のＮＧＯや団体との連携も可能となり、そして、その地域にあった活動ができる。

この例として、ＮＰＯ法人玉川まちづくりハウス及び文化庁文化財部参事官建造物担当（2005）は、他団体との協力体制構築の一例として、『ＮＰＯ法人旧小熊邸倶楽部』の活動を挙げている。旧小熊邸は北海道帝国大学（現北海道大学）農学部教授、小熊捍博士の自邸として 1927 年に札幌市円山に建てられたが、老朽化のため 1995 年に取壊しが決定された。しかし、市民にも親しまれてきた建物であったため、1996 年、学識経験者・建築家・芸術家・市民などによって構成された『旧小熊邸を考える会』(以下、考える会）が発足し、保存活動を推進した。考える会は「なぜ守りたいのか、どう守りたいのか」を市民に問いかけるところから活動を展開した。この活動は、マスコミを通じて市民の関心を得、加えて市都市計画課も考える会の取り組みに対し、様々な面で支援を行った。結果、移築の上、喫茶店として活用されることが決定した。その後、考える会は、移築事業を監督できる技術団体として『旧小熊邸倶楽部』(以下、倶楽部）を設立した。考える会の運営に携わった専門家は協力メンバーとなり、それぞれの専門性の発揮に専念できるようになった。

考える会の旧小熊邸での成功例は、北海道内に広く知られ、同会は地域遺産の保存活用の相談を受けるようになった。このため、倶楽部は地域の文化財保護の調整を行う組織としてＮＰＯ法人を取得し、現在では未指定の歴史的建造物を残すための助言などの活動を行っている。また、様々な相談が寄せられるため、その相談に適した他のＮＰＯや市民団体の育成支援も行っている。

また、福岡県うきは市吉井町における町並み保存の取組も、他団体との連携の実例として挙げられる。石井信義氏（2006）によると、同町の『白壁保存と活性化を考える会』がシンポジウムを建築士会と共催したことがきっかけとなり、住民の町並み保存に対する意識向上を目指した様々な取組が行われるようになった。結果、ＮＧＯではないが、町並み保存地区とその周辺住民から構成される『吉井町町並みをよくする会』が発足した。平成 5 年からは吉井町単独事業による伝統的建造物の修理が開始され、行政も町並み保存に向け、積極的に取り組んでいる。現在、『吉井町町並みをよくする会』は、町並みの活性化、住みやすい街づくり並び吉井町を誇りに思う子供達の育成活動を重点的に行っている。

このように、活動を行うきっかけは様々ではあるが、市民の自発的な活動が、行政並びに他団体を巻き込み、様々な事態に柔軟に対応し、その土地や住民、風土に適した独自の活動へ発展していくのである。よって、これらのことからＮＧＯ活動の特徴の第一点は「柔軟性」、「即応性」であるといえる。

次の活動特徴は、「独自性」である。支援活動を行うに当たってＮＧＯは、各自で対象国・地域の調査を行い、協力団体を探し、対象地域に人員を派遣し、住民に活動の理解を得るための説明作業を行うなど、その地に適した活動方法を模索する。よって、同じ活動を違う地域・国で行っていたとしても、それぞれの活動が、その地域にしかない独自の活動なのである。

これに加え、図３のようにＮＧＯは、自分達だけで困難な事態を乗り越え、紆余曲折を経て目的達成に至る。よって、最終結果が本来の予想とは多少違った形で実を結ぶことも

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

あるだろう。しかし、その紆余曲折の道で得た情報、人脈、ノウハウは政府・専門機関にはないＮＧＯ固有の財産だといえる。

また、ＮＧＯの多くは、分野の違う活動を平行して行っている場合が多い。現に、国際文化財保護支援を行っているＮＧＯ（社）日本ユネスコ協会連盟も、世界遺産保護活動の他に、独自の教育支援プログラム『世界寺子屋運動』[6]を展開している。同連盟に対する聞き取り調査の結果、他分野である『世界寺子屋運動』が『世界遺産保護活動』に与えた影響について、「世界寺子屋運動で培った人的ネットワークは、世界遺産保護活動においても有効に機能している」という回答を得た。

このように一つのＮＧＯが、異なった分野の活動を並行して行うことにより、分野を越えたあらゆる側面の情報・人脈を収集し、今後の活動に反映させることも可能となるだろう。結果、それが新事業の展開に繋がる場合も大いにあると考えられる。以上の点から、ＮＧＯの活動の大きな特徴は、「即応性」、「柔軟性」、「独自性」であると考える。

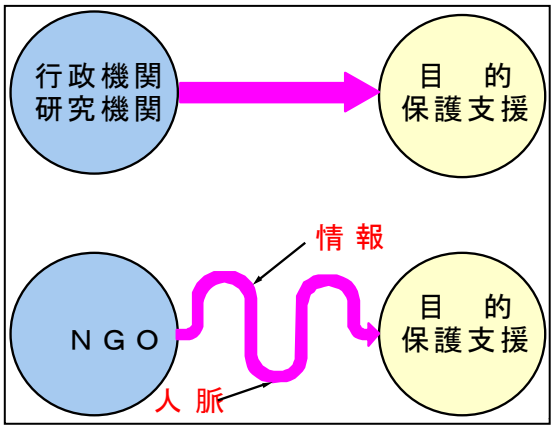

図 3：関係機関とＮＧＯの事業進行の違い

5．2ＮＧＯに求められる役割とその活用の方策

以上のＮＧＯの特徴を踏まえ、国際文化財保護支援におけるＮＧＯの必要性について考えてみる。国際文化財保護支援にＮＧＯの参加が少ないのは、自分達の設立目的には、現在の文化財保護支援活動が直接的に関わらないという点と、文化財保護はその特殊性から、行政及びそれに関わる専門家主導で行われる場合が多く、一般の人々からは遠い存在であったからである。よって、今後、ＮＧＯによる文化財保護支援への参入を図るためには、まず、ＮＧＯが文化財保護支援に関心を示すよう促さなければならない。そのためには、これらＮＧＯの特徴を生かして、ＮＧＯの保有する人的ネットワークやノウハウを、いかに保護支援に活用していくか検討することが、今後の参入を図る上で重要と言えるだろう。

政府・専門機関は、多くの国際文化財保護支援を経験する中で、支援対象が「文化財単体」から「文化財とそれを取り巻く環境」へ拡大したことは先に述べた。また、日本国内における支援に対する認識が、自国の文化財保護は保有国の国民の手によって行われるべきと変化したことによって、支援内容もより継続的に、より地域に密着したものが求められるようになった。この認識の変化を受けて、「文化財とそれを取り巻く環境」を支えていく「人」に対する支援が重視されるようになり、現在では、今後の現地での保護専門家育

[6]田川清編集〔2002〕『ユネスコ運動ってなに？』名古屋ユネスコ協会（p.22）によると、「世界寺子屋運動」とは、発展途上国の識字普及活動に一般の民間人が協力していこうという運動のことであり、1989 年から始められた。この運動は、世界中の多くの人々に学習の機会と場所を（寺子屋）を提供しようという国際協力活動である。こうした国際協力を通じて、相互の社会や文化について学び、共に生きる地球社会を実現するための、パートナーシップと国際理解教育を推進する事も目指している。また、（社）日本ユネスコ協会連盟〔2006〕『寺子屋レポート 2006』によると、2005 年度の実績として、支援国数はアフガニスタン・インド・ネパール・バングラデシュ・パキスタン・ベトナムの 6 カ国であり、支援プロジェクト数は 8 件、募金総額は 1 億 2550 万 1217 円となっている。

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

成のために、数々の人材育成事業[7]が行われている。この「人」に対する支援は、今までの「文化財単体」に対する支援の中で、見落とされていた部分であった。

では、国としてこの「人」に対する支援をいかに補うのか、そして誰に補ってもらうのか。そこで注目されたのが、ＮＧＯという存在であった。実際に、文化庁の資料には、文化財保護を熱心に行っているＮＧＯを『専門的な知識を地域の人々にわかりやすく解説する人材』と位置づけている。この役割から、ＮＧＯに対し「専門機関と地域住民とのパイプ役」を期待していることが伺える。つまり、ＮＧＯに求められている活動の対象は、文化財を保有している国及び地域の「住民」であると言える。よって、文化庁を始めとする関係省庁が求めているＮＧＯの役割は、文化財と共存していく「住民」に対し、保護支援の合意形成・協力を図る活動であるといえるだろう。

関係省庁が求めるＮＧＯとは、当然ながらどのようなＮＧＯでも良いわけではない。明確な理念の下、公益のために活動し、団体規則・監査・活動規制が整い、成果を挙げられる団体が適当と考えている。つまり、ある程度「プロ化」されたＮＧＯを求めていると言ってよい。だが、現状として、アジアで国際文化財保護支援を行っているＮＧＯは非常に少ない。よって、このような文化財保護支援に協力できるＮＧＯを探し、支援に必要なある程度の知識を身につけてもらうか、新たなＮＧＯを設立する必要がある。

（独）国際交流基金による『日本の国際交流活動団体の現状』によると、国際交流活動を行う「民間団体」は、特殊法人を含め 2545 団体あり、その内の 1076 団体がアジアで事業を行っている。また、『国際ＮＧＯダイレクトリー2004』によると、現在、国際協力活動を行っている 354 団体の内、アジアで活動を行っている団体は 258 団体である。すなわち、国が支援の最重要地域としているアジアは、国際交流ないし国際協力を主活動とするＮＧＯにとっても重要な活動地域なのである。であるならば、国際文化財保護支援を行っているＮＧＯに限らず、現在、積極的に国際協力活動を行っているＮＧＯに、支援参入の協力を求める方向も考えられるのではないだろうか。その方が、新たな国際文化財支援を行うＮＧＯを設立するよりも、より早くＮＧＯの参入を図ることができる。しかし、その実現のためには、国際協力ＮＧＯは、国際文化財保護支援の中で、どのように「地域住民」に対して活動できるかを検討することが必要である。また、先に述べたように参入するＮＧＯが、あらかじめ文化財保護という特殊な支援に関して学習する必要もある。加えて、政府・専門機関は、ＮＧＯに関する情報収集並びにＮＧＯ同士の連携業務を行っている国際協力ＮＧＯセンター（ＪＡＮＩＣ）などとの情報交換や連携が必要不可欠である。また、文化財保護を目的とするＮＧＯの設立を促すような助成制度の検討など、多くの人々が国際文化財保護支援に関わりやすい道筋を設けることも必要と考える。更に、文化財保護はやはり専門知識が必要であるため、大学・研究機関関係者との連携及びこれらの機関による新しいＮＧＯの設立も、今後考慮されなければならない。

こうした新しいＮＧＯの参入受け入れの際は、政府開発援助（ＯＤＡ）のＮＧＯ支援無償資金協力のように、何らかの審査基準を設けることが必要である。こういった意味で、関係機関との調整業務や国際文化財保護支援を統括し、海外の文化遺産保護に関する国内の連携・協力を推進する中核機関として、『文化遺産国際協力コンソーシアム』が設立された。今後の活動が注目される。

5．3ＮＧＯの活動資金について

ＮＧＯの活動資金に関しては、(社）日本ユネスコ協会連盟及び各民間ユネスコ協会を例に挙げると、主要な活動資金はユネスコ協会会員からの会費、及び人々からの募金・事業

[7]人材育成事業に関しては、（独）文化財研究所等の様々な研究機関が行っている。例えば、（財）ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所では、アジア太平洋地域の文化財の保存修復を担う人材育成の為、文化遺産保護調査修復研修（集団・個人研修）を実施している。2002 年度においては、「木造建築物の保存と修復」に関する研修が行われ、アジア各地から文化財修復の担当者が参加し、解体修理が行われていた唐招提寺・金堂において実習を行った。又、2004 年 2 月 21 日から 3 月 4 日までには、アフガニスタンのカブール国立博物館写真部の専門家が、同事務所において写真技術の研修を受けている。

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

協力金である。筆者が所属している熊本ユネスコ協会は、行政の公費縮小の影響のため、県・市からの助成金が廃止され、協会会員からの会費が主な活動資金であり、限られた資金の中で様々な活動を行っている。この他には、鎌倉ユネスコ協会のように独自でバザーやチャリティーなどを開催し、その収益金を連盟の世界遺産保護活動に当てるなど、積極的な活動を行う団体も多数ある。

（社）日本ユネスコ協会連盟に関しては、団体会費や個人会費など並びに補助金とは別に、それぞれの事業目的に合わせた募金・寄付金を募っている。連盟独自の文化財保護に関する募金は、世界遺産募金があり、2005 年度には約 4096 万 9800 円[8]の協力が寄せられている。また、最近では、アフガニスタンのバーミヤンにおける教育文化センター建設資金・運営資金に当てるため、文化支援キャンペーンを展開し、会員他一般の方々からも多くの協力を得ている。

民間助成団体で文化財保護を主に扱っている(財)文化財保護・芸術研究助成財団も上記連盟と同じように、会員からの会費及び事業収入を運営・活動資金に当てている。よって、ＮＧＯを含む多くの民間団体は、会費が主な活動資金であり、それ以外には事業内容に沿って、独自の募金システムやイベントを開催するなど、限られた財源の中で工夫を凝らしながら活動していると言える。

5．4（社）日本ユネスコ協会連盟の活動から見える今後のＮＧＯによる支援の可能性

文化庁主催の『文化遺産国際協力コンソーシアム』には、国際文化財保護支援を行うＮＧＯとして（社）日本ユネスコ協会連盟が参加している。同連盟は、4 章で記したＮＧＯによる保護支援の件数 10 件の内の 5 件を占めており、現在、最も多く国際文化財保護支援を行っているＮＧＯと考えられる。そこで、ここでは同連盟の活動及び同連盟に対する聞き取り調査の結果を通して、今後の NGO の活動の可能性について考えてみたい。

5．4．1（社）日本ユネスコ協会連盟の概要

（社）日本ユネスコ協会連盟は、日本各地にある地域ユネスコ協会などの 275 団体の連合体である。構成団体の内訳は、都道府県ユネスコ連絡協議会 31 団体、単位ユネスコ協会 230 団体、青年グループ 14 団体となっている。これら構成団体の構成員を総合した人数は、1 万 8,545 人(205 団体)[9]となっており、その大半は、文化財保護などの関係者というわけではない。

日本のユネスコ協会発足は、第二次世界大戦後の人々の平和への願いから始まった。国内で最初にユネスコ協会を発足したのは、仙台市の市民である。仙台市民は、ユネスコ憲章前文にある『戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人々の心の中に平和の砦を築かなければならない』という理念に、戦後の日本が歩むべき道を見出し、民間ユネスコ運動[10]を展開し、1947 年、仙台ユネスコ協力会が発足した。この仙台ユネスコ協力会は日本初のユネスコ協会である同時に、世界初のユネスコ協会でもあった。これを皮切りに、各地でユネスコ協会が発足し、全国の組織体として（社）日本ユネスコ協会連盟が発足したのである。この民間から端を発した民間ユネスコ運動の波は、国をも動かし、1951 年 6 月 21 日の日本の国連ユネスコ加盟へと実を結んだ。

国連加盟国は、自動的にユネスコ加盟国となる権利を持っているが、当時、日本は連合

[8] これについての正確な収入金額は、（社）日本ユネスコ協会連盟のウェブサイト、○2005 年度収支決算報告書によると、4125 万 0805 円と記されている。しかし、（社）日本ユネスコ協会連盟によると、この 4125 万 0805 円には、連盟から世界遺産センターに送る世界遺産基金への募金も含まれており、純粋な連盟への募金は 4096 万 9800 円ということである。

[9]（社）日本ユネスコ協会連盟『2006 年度ブロック別ユネスコ活動研究会全国共通資料』(p.90) によると、各地ユネスコ協会会員の構成員は、普通会員、特別会員、青少年会員、学生会員、賛助会員、維持会員となっている。

[10]民間ユネスコ活動については、『ユネスコ活動に関する法律』第一章ユネスコ活動の第二条に『この法律において「ユネスコ活動」とは、国際連合教育科学文化機関の目的を実現するために行う活動をいう。』と述べられており、これが法的根拠となっている。また、日本ユネスコ国内委員会は、同連盟と（財）ユネスコ・アジア文化センターを民間ユネスコ運動の団体としている。

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

国の占領下であったため、まだ国連に加盟しておらず、国連より先にユネスコに加盟した点で非常に稀な存在であった。日本の民間ユネスコ運動が、国のみならず国際機関も動かしたのである。そういった点でも、この日本の民間ユネスコ運動の組織は、世界で認められた日本のＮＧＯの代表格といっても過言ではないだろう。

国連ユネスコの活動の目的は、国際平和の構築及びその維持である。それには『人々の心の中に平和の砦を築く』ことが重要であり、その手段として教育、文化、科学を扱っている。国連ユネスコの世界遺産は、図４のように遺産保護を通して、国際平和の構築を目指すために設けられたものなのである。この精神の普及のために、(社) 日本ユネスコ協会連盟は世界遺産保護活動を行っている。

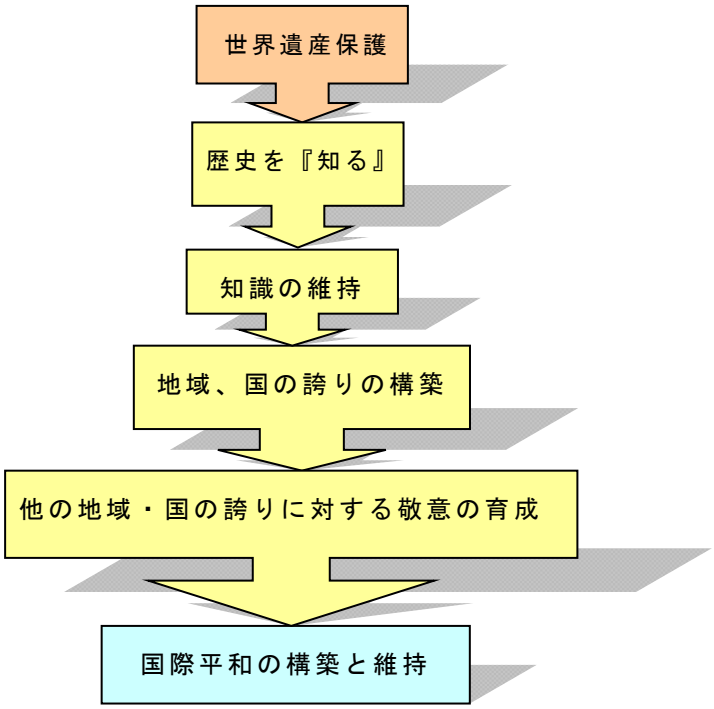

図４：世界遺産保護の波及図

5．4．2（社）日本ユネスコ協会連盟の活動に見る今後の保護活動

連盟独自の海外に対する世界遺産（文化遺産）保護活動としては、連盟に対する聞き取り調査の結果及び資料によると、以下のようなものがある。

①ベトナムのホイアンに対する修復支援
ホイアンの家屋修復事業の中心的役割を果たした、昭和女子大学に資金援助。

②ネパールのルンビニ遺跡に関する小冊子『ルンビニ』の制作支援
仏教文化や遺跡保護に関する小冊子を年に２回、ネパール語と英語で制作し、無料配布したもの。

③パキスタンのガンダーラ遺跡に関する小冊子の制作支援
小冊子”map of the Gandhara Trail”はユネスコ・イスラマバード事務所とペシャワール大学の協力によるもの。

④ネパールのカトマンズにあるシュレスタ家・ラジンバンダリ家に対する修復支援
世界遺産センターを通じて、1998 年より修復資金（総額 90,000 ドル）を送付した。

⑤アフガニスタンのバーミヤン遺跡における『バーミヤン教育文化センター』の建設

以上の支援の中で、連盟の『世界遺産保護活動』の今後の方向性を示す重要な支援は、現在進行中であるアフガニスタンのバーミヤン遺跡に対する支援である。連盟は、日本のＮＧＯとして、アフガニスタン情報文化観光省の依

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

頼[11]を受け、現地に『バーミヤン教育文化センター』を建設した。

連盟対する聞き取り調査の結果、バーミヤン教育文化センターは、以下の３点を目的として建設された。

①現地で実際に調査等を行う日本隊の作業拠点及び各国専門家の作業拠点
②発掘された文物の保管拠点[12]
③現地専門家の育成及び地域住民に対する教育拠点

連盟は建設に当たり、『バーミヤン文化支援キャンペーン』を展開し、建設資金を募った。結果、寄付の総額は 3,351 万 7,944 円に達し、2005 年 6 月 23 日、無事アフガニスタン側へ譲渡する引き渡し式典が行われた。この寄付には、ユネスコ会員ではない、一般の人々からの善意の寄付も多く含まれていた。その理由として挙げられるのは、バーミヤン石仏の破壊の瞬間が TV 等で大々的に報じられ、その印象が人々の心に強く残っていたためと推察される。

連盟によると、センターをアフガニスタン側に引き渡す理由は、今後の運営に対する責任を持ってもらい、運営能力の育成に繋げるためだという。2005 年 11 月には、初めてこのセンターで（独）文化財研究所主催による保護専門家育成のための研修会が開かれている。

今までのＮＧＯによる支援では、この竣工の時点で支援終了であった。つまり、ハード面に対する整備支援で終了する場合が多かった。しかし、連盟は今までの支援から一歩踏み込み、このセンターの運営支援を引き続き行う。具体的には、今後、関係機関と連携し、住民に対する各種セミナーやワークショップの開催に協力する予定である。

現在、バーミヤン遺跡は文化的景観で世界遺産に登録されているため、遺跡の核となる地帯（コアゾーン）と周囲の緩衝地帯（バッファゾーン）が存在している。この緩衝地帯の拡大、すなわち、世界遺産登録地域拡大を目指して、土地利用の全体の見直しを図る「基本計画」（マスタープラン）作成を、日本の（独）東京文化財研究所文化遺産国際協力センターが中心となって行っている。[13]この基本計画を実践させるためには、住民が自分達の住む国・地域の文化財がいかに価値のあるものかを知った上で、住民の生活と文化財保護をどう両立させるか検討することが非常に重要である。よって、連盟が予定している住民に対する各種セミナーやワークショップ開催への協力は、遺跡と住民の共存への道を促す手助けであり、住民に対する「価値の普及」と「文化財保護教育」を各関係機関と一緒に行っていくのである。これは、省庁が期待した「住民に対する支援の説明役」という役割を超え、より積極的で地域に密着した支援であると言える。

可能となったのは、もちろん、連盟が世界遺産保護を行っていた点が第一の要因ではある。しかし、もう一つの要因として挙げられるのは、連盟が世界遺産保護と並行して行っている教育支援プログラム『世界寺子屋運動』の実績があったためと考える。連盟は、数々の支援先で成人も子供も学習できる『寺子屋』を建設し、住民の手で運営できるようになるまで、じっくりとこの事業に取り組んできた。実際に、アフガニスタンでは、2002 年からこの寺子屋運動[14]が実施されている。この経験があったからこそ、教育の分野は違うが、

---

[11](社)日本ユネスコ協会連盟に対する聞き取り調査によると、「アフガニスタン教育文化センター」は当初、ユネスコ・カブール事務所が、各国専門家の作業拠点及び現地人材育成の拠点の必要性を感じ計画した。その後、センターの建設・運営に関する支援を同連盟に託し、2003 年 12 月、アフガニスタン情報文化観光省より同連盟に対し依頼書が届いた。

[12]前掲の連盟に対する聞き取り調査によると、「アフガニスタン教育文化センター」が建設されるまで、バーミヤン遺跡において、発掘調査により発見された文物は、西大仏の前にある施設で保管されていた。しかし、この施設がイスラム施設であったため、仏教遺跡の文物を保管するのは好ましくないという宗教的な理由により、同センターに発掘された文物の保管場所という役割が必要となった。

[13] この支援は『ユネスコ文化遺産保存日本信託基金』の資金を用いて行われており、また、各関係機関が連携しながら支援を行う『文化遺産国際協力コンソーシアム』のモデル事業となっている。

[14] アフガニスタンにおける寺子屋運動は、「アフガニスタン復興のためのノンフォーマル教育普及」として、2002 年度から、カブール県イスタリフ郡、チャラシアブ郡、パルワン県センジットダラにて行われている。また、上記運動とは別に、「PROTECO ノンフォーマル教育強化プロジェクト」を JICA との共同事業としてアフガニスタン教育省識字局を様々な面から支援している。

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

国際平和構築を目指した、「文化財保護教育」という新たな教育事業に協力することが可能になったと考える。

また、連盟は今後も「世界遺産の近くで寺子屋活動を」という支援方針を継続していく。連盟への聞き取り調査によると、この方針の目的は、世界寺子屋活動と世界遺産保護活動の連動性を高め、効率的な支援を行うことである。これが実現すれば、世界遺産という「生きた教材」の側で識字・職業教育等を行うと同時に、「文化財保護教育」も行うことが可能となる。寺子屋に集う人々は、成人、子供関係なく、自然に遺産の価値を知ることができる。特に、子供に対する保護教育は、次世代の保護専門家育成にも繋がる。この支援は国内においても、国際支援として教育事業を行っている多数のＮＧＯにとって、文化財を「教材」とした新たな教育支援となり得るのではないだろうか。

実際に、５章の 2 項で記した『国際協力ＮＧＯダイレクトリー2004』によると、全 354 団体の内、教育事業を行っている団体は 191 団体[15]あり、全体の約 54%を占めている。教育事業を展開しているＮＧＯの中には、(社) 日本ユネスコ協会連盟のように、現地に学校を建設する団体が多く含まれている。このような団体に、今後、新たに学校を建設する際は出来うる限り、その地域の文化財や伝統的な建造物の近くに建設してもらうことも「文化財保護教育」の一つと言える。また、識字教育を行っている団体には、教科書などに自国の文化財や歴史を、より多く紹介してもらう事も効果的であろう。なぜなら、自国の文化財を通じて文字を学ぶということは、必ず「価値の普及」に繋がるからである。

現在、多くの支援機関が文化財保有国の保護の担い手の育成に向けて活動を行っている。これは、保護の専門家の育成であり、今後の国際文化財保護支援を考える上で最も重要であることは明白である。しかし、上記のように、連盟の活動対象は「地域住民」である。連盟の今後の活動には、ＮＧＯによる文化財保護支援の幅を、大きく拡げると考えられる。また、連盟が『文化遺産国際協力コンソーシアム』のメンバーになったことは、これらの支援の状況を政府・専門機関も知るということである。今後、実際の修復や復元事業と「文化財保護教育」が一体となった、新たな支援が期待される。

6. 結び

以上、アジア地域における日本の文化財保護支援の現状分析及び（社）日本ユネスコ協会連盟の文化財保護活動を見ながら、ＮＧＯによる同支援への参入の必要性並びに今後の可能性について考察した。その結果、以下のようなことが重要な点と考えられる。

①NGO の特徴を生かす保護支援
②NGO 諸団体、国際ＮＧＯセンターなどＮＧＯの情報を保有する機関、大学などの研究機関による緊密な連携
③ 『文化遺産国際協力コンソーシアム』などの機関による支援活動の統括と普及
④保有国の住民に対する「価値の普及」活動
⑤「文化財保護教育」など、次世代にも続く支援

が重要な課題となるという結果に至った。

国際協力ＮＧＯの多くの設立当初の活動は、紛争や災害対応といった緊急人道支援が主流であった。しかし、現在ではその後の復興、開発を視野に入れた支援に移行しつつある。これは、争いが再び起こらぬような環境を整えることが重要であると認識されるようになったためである。この傾向は、まさしくユネスコ運動の目的『国際平和の構築』と合致するものである。(社) 日本ユネスコ協会連盟が、今後、この『平和の構築』へ向けて、『世界遺産』を教材とした文化財保護活動を目指すことは、他のＮＧＯが行っている教育事業にも大いに参考になり、また、こうした支援に参入できると考える。ただし、参入に当たっては、ＮＧＯ自身の人材育成など、多くの越えねばならない課題がある。加えて、支援機関それぞれが支援状況を広報し、一般の人々の関心を促すことも必要であろう。

---

[15] これについては、『国際協力 NGO ダイレクトリー2004』に記載されている団体の事業内容を、筆者が分類し集計した結果である。

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

ＮＧＯによる支援の最終目的は、支援対象の地がＮＧＯから自立し、ＮＧＯの手が離れることである。しかし、ＮＧＯの組織から見るならば、現在行っている支援の他に、新たな支援の分野も拡げる必要がある。国際文化財保護支援が、その新たな分野となり、各関係機関とＮＧＯが一体となった、総体的な支援が今後行われることを期待したい。

それと同時に、日本としては、国内における「文化財保護教育」の発展も検討すべきである。(社）日本ユネスコ協会連盟が、アフガニスタンで行おうとしている住民に対する文化財保護活動は、国内でも十分参考になると考える。われわれ自身が、自分達の国・地域にある文化財や歴史を学び、それを通して自国の文化を理解することは、自分達の国・地域に対する誇りの育成に繋がる。結果、他国の文化を理解する心の育成にも繋がると確信する。よって、国内における「文化財保護教育」は、今後の国際文化財保護支援の普及と発展のためにも重要であると考える。

【謝辞】
本研究の一部は、財団法人日本科学協会笹川科学研究助成（研究番号 17－038)「アジアにおける日本による建築文化財保護支援に関する研究－アフガニスタンにおける実例研究－」、熊本大学学長裁量経費による研究助成、及び熊本市人づくり基金による研究成果である。

又、本研究に当たり、ヒアリング調査や資料提供において、(社）日本ユネスコ協会連盟教育文化事業部　岩本由美子氏、文化庁文化財調査官（建造物担当）下間久美子氏、アフガニスタン文化研究所長及び（独）東京文化財研究所国際文化財保存修復センター客員研究員　前田耕作氏、熊本ユネスコ協会副会長　杉田辰彦氏、同協会事務局（熊本県教育庁文化課）奥田和秀氏及び丸山伸治氏、(財）文化財保護・芸術研究助成財団に多大なご協力を頂きました。ここに記して、感謝の意を表します。

【引用文献】（五十音順）

〈論文〉
・石本正明,越野武ほか〔2000〕「北海道における歴史的資産に関わるまちづくり市民活動の現状と課題:活動状況と意識の実態調査」『建築雑誌増刊技術報告集　第 115 集第 1464 号』(p.259)
・大田倫史，足立裕司〔1999〕「世界遺産における文化財の概念の変化」『日本建築学会学術講演梗概集　建築歴史意匠　F－2』(p.571)
・大田倫史，足立裕司〔2000〕「世界遺産条約における保護に関する研究―文化財を中心とした考察―」『日本建築学会近畿支部研究報告集計画系　第 40 号』(p.933)
・船場玲子,越野武ほか〔1999〕「北海道の歴史的資産を活かしたまちづくりにおける市民活動について」『日本建築学会北海道支部研究報告集　第 72 号』(p.529)
・松本周介,越野武ほか〔1999〕「歴史的景観形成過程に見る行政とまちづくり団体の関わりについて」『日本建築学会北海道支部研究報告集　第 72 号』(p.533)
・吉井正二〔1995〕「日本の新たな文化援助の方向―「歴史的環境」の保全をとおして―」『国際協力研究』(通算 22 号 2)

〈書籍〉
・石井信義（吉井町町並みをよくする会会長）〔2006〕、「忘れられていた遺産をまちづくりの舞台に」、『文化庁月報 2006.3 月号』、(p.26～27)
・河野靖〔1995〕『文化遺産の保存と国際協力』風響社、(p.588)
・国際交流基金企画部編集・発行〔2001〕『日本の国際交流活動団体の現状－国際交流活動団体調査・2000 年－』、p.8－15
・(財）文化財保護・芸術研究助成財団編集・発行〔2002〕『世界の文化遺跡と日本を考える』、(p.110)
・(社）日本ユネスコ協会連盟編集・発行『ユネスコ世界遺産年報 2005　№10』、(p.37)

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

・前掲　『ユネスコ世界遺産年報 2006　№11』、(p.57~58)
・（社）日本ユネスコ協会連盟発行〔2004.3.1〕『ユネスコ　Vol.1090』(p.4~5)
・前掲　〔2005.3.1〕『ユネスコ　Vol.1096』(p.5)
・前掲　〔2005.5.1〕『ユネスコ　Vol.1097』(p.8)
・前掲　〔2005.7.1〕『ユネスコ　Vol.1098』(p.12~13)
・前掲　〔2006.3.1〕『ユネスコ　vol.1102』(p.10)
・前掲　〔2006.5.1〕『ユネスコ　Vol.1103』(p.9)
・前掲　〔2006.9.1〕『ユネスコ　Vol.1105』(p.11)
・(特活) 国際協力 NGO センター編集・発行〔2004〕『国際協力 NGO ダイレクトリー2004』
・文化庁〔1998〕『文化振興マスタープラン－文化立国の実現に向けて－』
・文化庁文化財部監修〔2000〕『月間文化財　№426』3 月号、第一法規（株）(p.4－7)
・前掲　〔2003〕『月間文化財　№474』3 月号、第一法規（株）(p.43~47)
・ＮＰＯ法人玉川まちづくりハウス＋文化庁文化財部参事官（建造物担当）〔2005〕、「第一回　文化財をめぐるパートナーシップ　ＮＰＯ法人旧小熊邸倶楽部」、『文化庁月報 2005.5 月号』、(p.36～37)

〈報告書・資料〉
・アフガニスタン文化研究所〔2005〕『NEWS　LETTER09』(p.4)
・（社）日本ユネスコ協会連盟制作『寺子屋レポート 2003』(p.15)
・前掲　『寺子屋レポート 2004』(p.12)
・前掲　『寺子屋レポート 2005』(p.16~17)
・前掲　『寺子屋レポート 2006』(p.18~19)
・(社)日本ユネスコ協会連盟〔2006〕『2006 年度ブロック別ユネスコ活動研究会全国共通資料』(p.90)
・総合研究開発機構編、「文化協力における民族と国家」『NIRA 研究報告書№950058』(p.57, p.65)
・（独）東京文化財研究所〔2006〕『TOBUNKEN　NEWS2006　no.24』(p.1)
・文化審議会文化財分科会企画調査会〔2001〕『文化財の保存・活用の新たな展開－文化遺産を未来へ生かすために－　審議の報告』(p.6)
・文化庁文化財部伝統文化課編〔2004〕『文化財の国際協力の推進方策について－文化財国際協力等推進会議の報告－』、(p.3、 p.4)

〈ウェブサイト〉
・外務省(2006.1 更新) 文化交流　CULTURAL EXCHANGE ―文化面での協力―
文化遺産の保存：有形文化遺産の保存・修復
〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/yukei/index.html〉（2006,09,26 参照）
・国際協力プラザ（2004,2 更新）５,国際協力講座　文化無償協力
〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kouhou/plaza/kp2004_02/chapter05.html〉(2006,09,26 参照)
・国際協力 NGO センター（2006,9,28 更新）JANIC について　活動内容
〈http://www.janic.org/janic.html〉2006,9,27 参照
・財団法人文化財保護・芸術研究助成財団（2007.1 更新）財団の概要　決算　「平成 17 年度収支決算書」〈http://www.bunkazai.or.jp/01zaidan/06_kessan.html　〉2007/01/04 参照
・「財団法人ユネスコ・アジア文化センター　文化遺産保護協力事務所　データベース
〈http://www.nara.accu.or.jp/japan/db/index.html〉
・（独）東京文化財研究所国際文化財保存修復協力センター（2006,09,28 更新）研究協力活動西アジア諸国文化遺産保存協力事業
〈 http://www.tobunken.go.jp/~kokusen/JAPANESE/RESEARCH/WESTASIA/afghan.ht

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

ml〉2006,9,28 参照
・（社）日本ユネスコ協会連盟(2007.1 更新)日本ユネスコ協会連盟について　財政
1.日本ユネスコ協会連盟の財政状況
〈http://www.unesco.jp/contents/about/nfuajfinance.html〉2007.01.04 参照
・前掲　（2007.1 更新）日本ユネスコ協会連盟について 概況
1.日本ユネスコ協会連盟の概況○2005 年度収支決算報告書
〈http://www.unesco.jp/contents/about/nfuajcondition.html〉2007.01.04 参照
・前掲　（2007/02/06 更新）UNESCO とは、「民間ユネスコ運動」
〈http://www.unesco.jp/contents/about/movement.html〉2007/02/06 参照
・前掲　（2006,9,8 更新）世界遺産活動報告　アフガニスタン
バーミヤン教育文化センター支援〈http://www.unesco.jp/contents/isan/activity.html〉
2006,9,10 参照
・日本ユネスコ国内委員会、ユネスコ関係の法令「ユネスコ活動に関する法律」
〈http://www.mext.go.jp/unesco/horei/houritu.htm〉2007/02/06 参照
・前掲　ユネスコ活動への日本の協力について「民間のユネスコ活動」
〈http://www.mext.go.jp/unesco/〉　2007/02/06 参照
・文化庁（2007,01,05 更新）国際文化交流・国際貢献　文化財保護
〈 http://www.bunka.go.jp/1kokusai/frame.asp{0fl=list&id=1000001823&clc=10000000
49{9.html}（2007,01,05 参照）
・前掲　(2007,01,05 更新) 文化財の保護　アフガニスタン文化財保存・修復協力の推進
について－アフガニスタン等文化財国際協力会議報告書骨子－
〈http://www.bunka.go.jp/1hogo/afgan_bunkazaihozon.html〉（2007,01,05 参照）
・JCIC－Heritage(2006.12 更新)、組織概要、
〈http://www.jcic-heritage.jp/organization.html〉
・JCIC－Heritage(2006.12 更新)、ごあいさつ　コンソーシアムの使命、
〈http://www.jcic-heritage.jp/message.html〉
・NPO JCP（2007,1,20 更新）〈http://www.jcpnpo.org/〉2007,1,17 参照
・UNESCO World Heritage Centre Official Site 「The List」（2007/02/06 更新）
〈 http://whc.unesco.org/en/list〉2007/02/06 参照
・UNESCO World Heritage Centre Official Site ,The List,「World Heritage in Danger List」
(2007/02/06 更新）〈http://whc.unesco.org/en/danger/ 〉2007/02/06 参照

〈表 1 の作成に当たり、参考とした資料・ウェブサイト〉
・（社）日本ユネスコ協会連盟編(2005)『ユネスコ世界遺産年報 2005　№10』平凡社
・（社）日本ユネスコ協会連盟制作『寺子屋レポート 2003』
・前掲　『寺子屋レポート 2004』
・前掲　『寺子屋レポート 2005』
・ユネスコ文化遺産部制作(2003)『ユネスコ/日本信託基金による有形文化遺産保存のための活動』国際連合教育科学文化機関

・外務省（2005.6 更新）文化交流　CULTURAL EXCHANGE ―文化面での協力―文化に関する無償協力
〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/kyoryoku_1.html〉2006.09.27 参照
・外務省(2006.1 更新) 文化交流　CULTURAL EXCHANGE ―文化面での協力―文化遺産の保存：有形文化遺産の保存・修復
〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/yukei/index.html〉2006.09.27 参照
・外務省(2006.1 更新) 文化交流　CULTURAL EXCHANGE ―文化面での協力―　【ユネスコ文化遺産保存日本信託基金による実施案件の詳細】

世界遺産学研究 No. 5 (2017)
ISSN 2189-4728

〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/yukei/yukei_1.html〉2006.09.27 参照
・外務省（2006.4 更新）文化交流 CULTURAL EXCHANGE ―文化面での協力―文化遺産の保存
〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/kyoryoku_2.html〉2006.09.27 参照
・（財）ユネスコ・アジア文化センター（2006,9,27 更新）文化遺産救済キャンペーン
〈http://www.accu.or.jp/archives/jp/project/3_7isnkoho.htm〉2006.09.27 参照
・（財）ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所（2006,9,28 更新）データベース〈http://www.nara.accu.or.jp/japan/db/index.html〉2006.09.28 参照
・文化庁(2004,8、26 更新) 国際文化交流・国際貢献 文化財保護
〈 http://www.bunka.go.jp/1hogo/frame.asp{0fl=list&id=1000000097&clc=1000000033{9.html}2006.09.27 参照

【著者連絡先】
氏名：國竹 真由美
住所：〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2 丁目 39 番 1 号
熊本大学院自然科学研究科環境共生科学専攻
Email：mayumimark@yahoo.co.jp

(2007 年 1 月 30 日作成)